

議案第61号

東郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について

東郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のと
おり定めるものとする。

令和7年11月27日提出

東郷町長 石橋直季

説明

この案を提出するのは、児童福祉法の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の16第1項に規定する条例で定める基準は、府令の定める基準をもって、その基準とする。

(暴力団の排除)

第4条 乳児等通園支援事業者は、東郷町暴力団排除条例（平成24年東郷町条例第27号）第2条第1号に規定する暴力団を利すこととならないようにしなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 制定理由

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 主な制定内容

- (1) 設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）に定める基準とすること。（第 3 条関係）
- (2) 暴力団の排除について、規定すること。（第 4 条関係）
- (3) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日

公布の日から施行すること。